紹介手数料および返戻金制度について

株式会社AMGキャリアサービス
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-318333
最終更新日：2026年10月1日

当社は、職業安定法第32条の13および第32条の16第3項に基づき、職業紹介に関する手数料および返戻金制度について以下のとおり公開いたします。

1. 手数料に関する事項

(1) 求職者の皆様からの手数料

当社は、求職者の皆様から、登録・紹介・就職のいずれの段階においても、いかなる名目でも手数料を一切いただきません。

(2) 求人者（企業様）からいただく手数料

手数料の種類	内容
受付手数料	いただいておりません。
紹介手数料 （届出制手数料）	当社の紹介により求職者との雇用契約が成立し、当該求職者が入社した場合に、下表の料率により算出した額を申し受けます。料率は、当社が厚生労働大臣に届け出た手数料表の範囲内で、求人者様との契約により定めます。
最低手数料	設けておりません。

(3) 紹介手数料率

区分	紹介手数料率（税抜）
経験者採用	理論年収の30％
未経験者採用	職種ごとに個別に設定 （届け出た手数料表の範囲内で、ご契約時に書面にて明示いたします）

(4) 理論年収の定義

理論年収とは、入社日から1年間に支払われることが見込まれる次の賃金の合計額をいいます。

含むもの	基本給、固定的に支給される諸手当（役職手当・資格手当・固定残業代等）、賞与（見込額）
含まないもの	通勤手当、実績に応じた時間外手当、退職金、業績により変動するインセンティブ・ストックオプション

計算例（経験者採用）：理論年収500万円（月給35万円×12か月＋賞与80万円）の場合 → 紹介手数料150万円（500万円×30％）＋消費税15万円＝ご請求額165万円

(5) お支払い条件

・手数料は、求職者の入社日をもって発生します。入社前に内定辞退等により入社に至らなかった場合、手数料は発生しません。
・当社は入社日の属する月の末日付で請求書を発行いたします。翌月末日までに当社指定口座へお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

2. 返戻金制度に関する事項

(1) 返戻金制度の有無

■ 返戻金制度あり

(2) 適用条件

当社の紹介により入社した方が、入社日から6か月以内に次のいずれかに該当して退職した場合、お支払いいただいた紹介手数料の一部を返戻いたします。

・本人の自己都合による退職
・本人の責めに帰すべき重大な事由による解雇

(3) 返戻率

入社日から退職日までの期間	返戻率（紹介手数料に対する割合）
1か月未満	80%
1か月以上 3か月未満	50%
3か月以上 6か月未満	20%
6か月以上	返戻なし

計算例：紹介手数料150万円（税抜）で、入社2か月目に自己都合退職した場合 → 150万円×50%＝75万円（税抜）を返戻

(4) 適用除外

次の場合は返戻金の対象外となります。

・求人者様の都合による解雇、退職勧奨、事業所の閉鎖等による退職
・求人票または内定時に提示された労働条件と、実際の労働条件が著しく異なることによる退職
・求人者様から当社への紹介手数料のお支払いが、支払期日までに完了していない場合
・退職の事実を当社へ所定の期限までにご連絡いただけなかった場合

(5) 返戻の手続き

・対象者の退職が確定した場合、退職日から14日以内に、書面または電子メールにて当社へご連絡ください。
・当社にて事実確認のうえ、ご連絡を受けた日の属する月の翌月末日までに、求人者様指定の口座へお振込みいたします（振込手数料は当社負担）。

3. お問い合わせ・苦情受付窓口

事業所名	株式会社AMGキャリアサービス
所在地	〒150-0011 東京都渋谷区東2-29-8 3階
職業紹介責任者	野口 浩孝
お問い合わせ	info@amg-cs.jp（お問い合わせ・苦情はメールにて受け付けております）

本書面の内容は、厚生労働省「人材サービス総合サイト」においても公開しています。当社の手数料表は、事業所内にも掲示しております。